別　添

貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について（新旧対照表）

新	旧
公　　示 公示第５９号 貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び 日車数等について 貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準において別途定めることとした貨物自動車運送事業者に対する行政処分を行うべき違反行為及び違反行為にかかる日車数等を下記のとおり定めたので公示する。 なお、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分を行うべき違反行為及び違反行為に係る日車数等について」（平成１６年７月９日付け北信交監第１２８号、北信技整第１４９号。以下「平成１６年通達」という）は廃止する。 平成２１年９月３０日 北陸信越運輸局長　後　藤　靖　子 １～４　（略） ５　次に掲げる輸送の安全確保義務違反（法第１７条第１項から第４項まで、第１８条第１項又は第２２条第２項若しくは第３項の規定に係る違反行為をいう。以下同じ。）については、局長通達５（８）から（12）までに該当する場合を除き、３及び４の規定による日車数等を加重することができる。 ①～③　（略） ６～10　（略） 附　則 １　この公示は、平成２１年１０月１日から施行する。	公　　示 公示第５９号 貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び 日車数等について 貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準において別途定めることとした貨物自動車運送事業者に対する行政処分を行うべき違反行為及び違反行為にかかる日車数等を下記のとおり定めたので公示する。 なお、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分を行うべき違反行為及び違反行為に係る日車数等について」（平成１６年７月９日付け北信交監第１２８号、北信技整第１４９号。以下「平成１６年通達」という）は廃止する。 平成２１年９月３０日 北陸信越運輸局長　後　藤　靖　子 １～４　（略） ５　次に掲げる輸送の安全確保義務違反（法第１７条第１項から第３項まで、第１８条第１項又は第２２条第２項若しくは第３項の規定に係る違反行為をいう。以下同じ。）については、局長通達５（８）から（12）までに該当する場合を除き、３及び４の規定による日車数等を加重することができる。 ①～③　（略） ６～10　（略） 附　則 １　この公示は、平成２１年１０月１日から施行する。

２　この公示の施行前の違反行為については、廃止前の平成１６年通達に従って行政処分等を行うものとする。
３　平成２１年１２月３１日までに行った監査により確認された運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存に係る違反についての基準日車等の適用については、警告以上とされているものについても、警告とする。

附　則（平成２１年１１月２０日付け公示第９５号で一部改正）
この公示は、平成２１年１２月１日から施行する。

附　則（平成２３年1月４日付け公示第７１号で一部改正）
１　この公示は、平成２３年４月１日から施行する。
２　平成２３年３月３１日までの違反行為については、改正前の公示により行政処分を行うものとする。

附　則（平成２３年３月３１日付け公示第１０６号で一部改正）
この公示記３中の別表、違反行為欄中の適用条項欄中の貨物自動車運送事業法第１７条第３項、貨物自動車運送事業輸送安全規則第７条第４項の規定は、平成２３年５月１日から施行する。

附　則（平成２４年４月９日付け公示第８号で一部改正）
この公示は、平成２４年４月１６日から施行する。

附　則（平成２５年９月２０日付け公示第４５号で一部改正）
１　この公示は、平成２５年１１月１日から施行する。
２　貨物処分公示附則２に基づいて従前の規定により行政処分等を行う場合は、なお従前の例による。

附　則（平成２６年３月２７日付け公示第１２４号で一部改正）
この公示は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年１２月２６日付け公示第６７号で一部改正）
１　この公示は、平成２７年1月１日から施行する。
２　この公示記３中の別表、違反行為欄中の適用条項欄中の貨物自動車運送事業輸送安全規則第５条の２の規定は、平成２７年３月１日以降に違反行為があったものについて適用するものとする。

２　この公示の施行前の違反行為については、廃止前の平成１６年通達に従って行政処分等を行うものとする。
３　平成２１年１２月３１日までに行った監査により確認された運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存に係る違反についての基準日車等の適用については、警告以上とされているものについても、警告とする。

附　則（平成２１年１１月２０日付け公示第９５号で一部改正）
この公示は、平成２１年１２月１日から施行する。

附　則（平成２３年1月４日付け公示第７１号で一部改正）
１　この公示は、平成２３年４月１日から施行する。
２　平成２３年３月３１日までの違反行為については、改正前の公示により行政処分を行うものとする。

附　則（平成２３年３月３１日付け公示第１０６号で一部改正）
この公示記３中の別表、違反行為欄中の適用条項欄中の貨物自動車運送事業法第１７条第３項、貨物自動車運送事業輸送安全規則第７条第４項の規定は、平成２３年５月１日から施行する。

附　則（平成２４年４月９日付け公示第８号で一部改正）
この公示は、平成２４年４月１６日から施行する。

附　則（平成２５年９月２０日付け公示第４５号で一部改正）
１　この公示は、平成２５年１１月１日から施行する。
２　貨物処分公示附則２に基づいて従前の規定により行政処分等を行う場合は、なお従前の例による。

附　則（平成２６年３月２７日付け公示第１２４号で一部改正）
この公示は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年１２月２６日付け公示第６７号で一部改正）
１　この公示は、平成２７年1月１日から施行する。
２　この公示記３中の別表、違反行為欄中の適用条項欄中の貨物自動車運送事業輸送安全規則第５条の２の規定は、平成２７年３月１日以降に違反行為があったものについて適用するものとする。

附　則（平成２９年１月１６日付け公示第７８号で一部改正） この公示は、平成２９年１月１６日から施行する。	